

京都府立宇治支援学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条(名称) 本会は、京都府立宇治支援学校PTAという。

第2条(事務所) 本会は、事務所を京都府立宇治支援学校(以下、宇治支援学校という)内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的) 本会は、宇治支援学校の教育を支援するとともに、地域社会と宇治支援学校の橋渡し役として、地域における特別支援教育及び障害のある子どもたちの自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校の教育活動への積極的な支援
- (2) 地域社会と連携した諸事業の実施、地域社会への啓発活動
- (3) 会員相互の研修と親睦
- (4) その他必要な事項

第3章 会員及び役員

第5条(会員) 本会は、宇治支援学校の児童・生徒の保護者等、教職員をもって構成する。

第6条(役員) 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以上
 - (3) 庶務 4名以上(内2名は教職員)
 - (4) 会計 2名以上(内1名は教職員)
- 以上を本部役員とする。
- (5) 監査 2名
 - (6) 推薦委員 3名(内1名は教職員)

第7条(役員の任務) 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故のあるときは、その代行をする。
- (3) 庶務は、会務を処理する。
- (4) 会計は、この会の会計事務を行う。
- (5) 監査は、会計監査を行う。
- (6) 推薦委員は、選出規約にもとづき、本部役員の選出に関する業務を行う。

第8条(役員の選出)

- (1) 本部役員は、会員の立候補を受け、別に定めた選出規約により選出し、総会で承認する。
- (2) 推薦委員・監査は、会長が委嘱する。

第9条(役員の任期) 役員の任期は定例総会から次々年度の定例総会までの2年間とする。

- (1) 本部役員は、1年ごとに改選する。(本部役員経験者は本部役員を辞退することができる。)
- (2) 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第10条(会議) 本会の会議は、総会及び本部役員会とする。

- (1) 総会は、会長が年1回以上招集する。ただし、本部役員が必要と認めた場合は、書面にて総会を行うことができる。
- (2) 総会は、会員の過半数(委任状含む)で成立し、議決は、出席者の過半数による。なお、総会が書面にて行われた場合は、提出数を出席者数とみなす。
- (3) 総会は、次の事項を審議決定する。

ア 規約の改正	イ 役員の承認
ウ 事業報告及び決算	エ 事業計画及び予算
オ その他	
- (4) 本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計で構成し、会務の処理にあたる。

第11条(専門部・専門委員会)

- (1) この会に次の専門部を置く。
 - ・企画部:会員の文化面に関わる研修・親睦の企画、防災活動等を行う
 - ・広報部:会員への広報活動として広報誌の発行。

第5章 経費及び会計年度

第12条(経費) 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。会費は、一家庭月額250円とする。

第13条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条(規約の改廃) 本会の規約は、総会の議決又は会員の過半数によって議決する。

[附 則]

平成23年4月1日制定
平成24年4月28日一部改正
平成27年4月25日一部改正
平成29年2月24日一部改正
令和2年7月1日一部改正
令和3年5月20日一部改正
令和4年5月25日一部改正
令和6年5月24日一部改正
令和8年5月21日一部改正

[慶 弔 規 定]

- | | | |
|------------------|-----|---------|
| 1 児童・生徒の死亡の場合 | 香 典 | 10,000円 |
| 2 会員(児童・生徒の保護者等) | 香 典 | 10,000円 |
| 3 職員の死亡の場合 | 香 典 | 10,000円 |
| 4 職員の配偶者死亡の場合 | 香 典 | 5,000円 |
- ※いずれの場合も返礼は辞退。